舞鶴市・宮津市
上下水道料金システム構築業務
基本仕様書

令和8年11月

京都府舞鶴市・宮津市

舞鶴市・宮津市上下水道料金システム構築業務　基本仕様書

1.　基本事項

本仕様書は、舞鶴市上下水道事業（以下「舞鶴市」という。）と宮津市上下水道事業（以下「宮津市」という。）が実施する上下水道料金システム構築業務の共同調達について、実施事業者（以下「受託者」という。）に要求する仕様を定めるものである。

本仕様書に記載された要求事項は、原則として全て実現すべきものである。ただし、受託者が代替案を提示し、舞鶴市及び宮津市（以下「委託者」という。）がこれを了承した場合は、要件を満たしたものとする。

また、本仕様書に記載されていない事項であっても、本業務を遂行する上で効果的と考えられる事項については、積極的に提案すること。

2.　業務の概要

（1）　基本的事項

1　本業務は、水道情報活用システムを活用した上下水道料金システム（以下「料金システム」という。）の構築業務であり、水道情報活用システムによる導入を前提とするため、一般社団法人水道情報活用システム標準仕様研究会（以下「標準仕様研究会」という。）によって最新版として管理・公開されている水道情報活用システム標準仕様書（以下、「標準仕様書」という。）に基づき提供されている水道標準プラットフォームを利用したシステム構築に加え、現行システムからのデータ移行、システム構築に付随する関連業務、及びシステム稼働後の保守業務を含むものである。

また、水道標準プラットフォームは標準仕様書に準拠していることを前提とするため、水道標準プラットフォームを提供する事業者（以下「プラットフォーマー」という。）は標準仕様研究会によって公開されている「PF 運営事業者」から選定し、受託者は同プラットフォーム上での環境構築・動作保証を行うものとする。

2　受託者は、水道標準プラットフォームに関する事項について、プラットフォーマーと連携し、実施しなければならない。

3　受託者は、システムの機能が十分に発揮できるように、本仕様書その他の関係書類に基づき、誠実に業務を履行しなければならない。また、業務の遂行にあたっては、委託者と緊密に連携し、必要な協議を適宜行うものとする。

4　受託者は、業務の実施にあたり、委託者の条例、規則、関連する各種法令等を遵守しなければならない。

5　受託者は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類を整備し、委託者が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。なお、提出書類については、以下を想定しているが、受託候補者選定後、委託者と協議の上、決定するものとする。

a.　議事録
b.　本業務において、設置・接続した機器の概要書
c.　プロジェクト計画書・工程表

6　受託者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務を実施する上で当然必要な業務等は、良識のある判断に基づいて行わなければならない。

（2）　調達にかかる費用及び契約範囲

1　受託候補者と企画提案書等を基に事前協議を行い、協議内容に応じて契約額を決定し、本業務委託契約を締結する。

2　受託候補者との事前協議において合意に至らなかった場合は、次点の交渉権者と協議のうえ契約予定者を選定する。

3　契約範囲については、受託者契約範囲とプラットフォーマー契約範囲を想定しており、以下の内容での契約を前提とする。

▽受託者契約範囲

システム構築業務（水道標準プラットフォームの利用料を含む）、アプリケーション提供業務、システム保守業務等の月額費用及び、水道標準プラットフォームから提供されるプラットフォーム基本サービス（受託者利用環境）、IT 基盤提供サービス、ネットワークサービス（受託者使用回線）。

▽プラットフォーマー契約範囲

「水道標準プラットフォーム」から提供されるプラットフォーム基本サービス（委託者使用基本サービス）、データ流通・蓄積サービス、ネットワークサービス（委託者使用回線）の月額利用費用については、委託者とプラットフォーマーとの間での契約とする。なお、水道標準プラットフォームのサービス内容及び提供範囲等の詳細については、プラットフォーマーに確認すること。

4　調達に係る費用は、以下のとおりとする。

▽初期費用

a. ハードウェア・ミドルウェア・ソフトウェア費用
b. 機器調達費用（パソコン、プリンタ、検針機器等、5 年保証パック含む）
c. アプリケーション費用
d. 水道標準プラットフォーム初期費用※委託者が構築期間中に利用する費用を含む
e. 現行システムからのデータ移行費用
（現行システムからのデータ抽出費用は除く。）
f. システム構築費用
g. カスタマイズ費用（機能要件確認書に記載の内容を搭載すること。）
h. その他、受託者にて必要な費用がある場合は含めること

▽保守費用・利用料

a. ハードウェア・ミドルウェア・ソフトウェア保守費用
b. アプリケーション利用料
c. アプリケーション保守費用
d. 水道標準プラットフォーム利用料（プラットフォーム基本サービス（受託者利用環境）、IT 基盤提供サービス、ネットワークサービス（受託者使用回線））
e. その他、受託者にて必要な費用がある場合は含めること

（3）「水道標準プラットフォーム」が提供するサービス内容について

1　プラットフォーム基本サービスとは

事業者向け機能として、アプリケーションアクセス、問い合わせ対応、システムリソース維持・確認、連絡体制表管理、ファイル共有、ファイル送信、掲示板、通信暗号化、ユーザ管理サービス、アプリケーション管理サービス等を提供するサービスである。

2　データ流通・蓄積サービスとは

標準インターフェイス、データ蓄積サービス、ファイル蓄積サービス等を提供するサービスである。

3　IT 基盤提供サービスとは

仮想サーバ、サーバディスク、商用 OS、商用パッケージ、サーバイメージバックアップ、ウイルス対策ソフトウェア、サーバ監視サービス等を提供するサービスである。

4　ネットワークサービスとは

固定回線、モバイル回線、事業者指定ネットワーク受け入れサービス等を提供するサービスである。

（4）計画準備

1　受託者は、契約締結後、速やかに委託者と協議を行い、システム構築に関するプロジェクト計画書を作成すること。また、構築期間内はプロジェクト計画書に従い、タスク管理、リスク管理等を行うこと。

2　受託者は、作業工程に変更が生じた場合は、速やかに変更工程表を提出し、委託者からその承認を得なければならない。

(5)　業務従事者等

1　受託者は、本事業と同規模以上のプロジェクトを管理した経験を持つ人員をプロジェクト責任者として配置すること。また、本業務を計画通りに遂行するために必要な人員配置を行うこと。

2　プロジェクト発足以降に人員を変更する場合は、委託者の了承を得るとともに、変更後の人員が前任者と同等以上の能力・経験を有することを担保すること。

(6)　一括再委託等の禁止

本業務を一括して再委託等することは禁止する。ただし、委託者に申し入れを行い、承認された場合はこの限りではない。

(7)　契約不適合

成果品の引渡し後に本仕様書記載事項との契約不適合が発覚した場合は、受託者は直ちに是正措置を行わなければならない。これに対し、受託者が是正措置を行えない場合には、委託者は損害賠償の請求、代金の減額の請求、又は契約の解除をすることができる。なお、是正措置に係る費用等の一切は受託者の負担とする。

(8)　個人情報の保護

1　受託者は、「個人情報の保護に関する法律」及び委託者の個人情報保護に関する条例・規則等を遵守すること。また、本業務に従事する者に対して上記諸法令等に係る研修を実施し、正しい知識を持って本業務を遂行すること。

2　受託者は、業務上知り得た個人情報を一切漏らしてはならない。また、本業務の履行期間満了後も同様とする。

3　その他、必要に応じて委託者と協議を行い、個人情報の適正管理のために必要な措置を講じるものとする。

3.　事業期間

本業務における事業期間は、委託者の別紙「舞鶴市・宮津市上下水道料金システム構築業務 個別仕様書（以下「個別仕様書」という。）」のとおりとする。

4.　ハードウェアの仕様

(1)　基本構成

各機器の仕様については、以下の要求仕様を満たした上で、信頼性・安定性・拡張性等を十分に確保できる構成を提案すること。

機器名	要求仕様
サーバ	(1) プラットフォーマーが提供する IT 基盤提供サービスを活用した構成であること。 (2) 自動バックアップ機能を有すること。 (3) 未収金データについては永年保存、それ以外のデータは原則 10 年間保存できる容量を有すること。 (4) 運用期間中の業務機能追加や処理負担の増大、及びデータ量の追加が発生した場合に、サーバスペックの増強などの対応が行えること。 (5) バックアップについては受託者の負担とし、「水道標準プラットフォーム」上で構築すること。 (6) その他、受託者が必要とするもの。
その他	クライアント端末やプリンタ、検針機器等の機器については、「個別仕様書」を参照すること。

(2)　サーバ性能

1　業務規模

システム利用者数（ライセンス数）及び端末台数は以下のとおりである。本目安を

確保するべきユーザ数とするが、「水道標準プラットフォーム」のポータル ID については、利用者数に応じて月単位で上限を設定できることとする。 また、提案時の見積における「水道標準プラットフォーム」のポータル ID 数については、以下の表に記載のユーザ数にて算出すること。

項目		規模
舞鶴市		
	ユーザー数	13 名
	同時接続数	13 名
	端末台数	13 台
宮津市		
	ユーザー数	5 名
	同時接続数	5 名
	端末台数	5 台

2　データ保存期間

データ保存期間は本稼働後、未収金データは永年、それ以外は原則 10 年間とし、10 年を超えたデータについての保存方法については、別途協議すること。

3　拡張性

本システムは、ハードウェアの仕様で示した業務規模の取り扱いができること。また、ソフトウェア、ハードウェアともに拡張性を持たせて、業務量が増加した場合においても、導入したソフトウェアに大幅な改修をすることなく対応できること。

5.　ソフトウェアの仕様

（1）　基本事項

受託者は、「水道標準プラットフォーム」内にシステムを構築してアプリケーションから機能を提供し、かつ「水道標準プラットフォーム」各種サービス・機能を活用して構築・運用・保守すること。

（2）　システムに対する要求事項

1　Web 方式のシステムを導入することとする。なお、上記の導入にあたり、クライアント端末ではブラウザのみを活用するものとし、特別なソフトウェアのインストールやアドオンを追加する必要がなく運用できるものとする。

ただし、上下水道料金システムの利用条件として、必要なソフト等がある場合は、理由、セキュリティ対策および動作保証体制等について、委託者の事前承認を得た場合に限り認め、当該ソフト等に起因する動作不具合対応や OS 等の更新に伴う脆弱性対策等は、受託者の責任と負担で行うこと。

2　水道情報活用システムのポータルサイトを利用するためのブラウザについては、Microsoft Edge や Google Chrome、Safari などの汎用ブラウザで動作するシステムを導入することとする。また、Microsoft Edge を採用する場合、IE 互換モードの使用は認めない。また、本稼働後の障害発生リスクを防ぐため、提案時点において稼働実績のあるブラウザを採用し、システム導入することとする。

3　要求するシステム機能は「機能要件確認書」による。機能要件確認書に記載の内容はすべて必須の機能とし、パッケージ標準で対応できない場合はカスタマイズ又は代替案にて対応すること。

4　円滑なサポートと問題が生じた場合の速やかな対応のため、パッケージは提案業者が直接開発したものであること。また、滞りない水道事業運営のため、パッケージ導入業者（兼開発業者）が直接サポートにあたること。

5　本業務で提案するシステムは、地方税ポータルシステム（eLTAX）に対応したシステムとすること。また、納付書等の発行にあたっては、地方税統一 QR コード（eL-QR）及びバーコードの印字・出力に対応し、各種キャッシュレス決済及び金融機関での収納処理が行えるシステム構築とすること。

6　舞鶴市及び宮津市で出力する納付書、督促状、口座振替通知書、検針のお知らせなどの各種通知書等の帳票の様式・レイアウトについては、両市で共通化した仕様を標準として構築すること。具体的なレイアウトや出力項目については、パッケージ標準様式をベースに設計段階で三者協議のうえ決定すること。

（3）　ソフトウェア

データベース及びミドルウェアは稼働実績が十分にあり、安定稼働が図れる製品とする。

（4）　「水道標準プラットフォーム」に関する各種手続き

受託者は、委託者が「水道標準プラットフォーム」を利用開始するために必要な下記の手続きについて、プラットフォーマーと連携し、実施すること。

1　水道標準プラットフォーム利用申請

「水道標準プラットフォーム」の利用開始にあたり、利用申請書に必要な情報を記入し、利用申請を実施すること。

2　アプリケーションサーバ構築

「水道標準プラットフォーム」の IT 基盤提供サービスを利用するにあたり、環境構築申請書に必要な情報を記入し、「水道標準プラットフォーム」から払い出されるサーバをもとに環境構築を実施すること。

3　アプリケーション情報登録申請

「水道標準プラットフォーム」上に構築するアプリケーション情報を「水道標準プラットフォーム」に登録するために、アプリケーション登録申請書に必要な情報を記入し、利用申請を実施すること。

4　初期情報設定

「水道標準プラットフォーム」上に構築するアプリケーション URL を「水道標準プラットフォーム」に登録するために、初期情報設定シートに必要な情報を記入し、利用申請を実施すること。

5　動作監視設定

「水道標準プラットフォーム」等においてアプリケーションの状態を監視するために、「水道標準プラットフォーム」上でアプリケーションを構築するにあたり、事前にプラットフォーマーと動作監視の内容について協議し、決定することとし、決定した内容については、動作監視設定シートに必要な情報として記入すること。また、「水道標準プラットフォーム」での表示内容やメールでの通知内容、通知先、障害対応時のフローについて検討すること。

6.　情報セキュリティ

（1）　アプリケーションに関して受託者が確保するもの

1　認証

a.　本システムへのログインは、ユーザごとに付与するユーザ ID／パスワード等の認証機能により実現すること。

b.　パスワードについては、強制的に仮パスワードから本パスワードへの変更、定期的な変更機能を有すること。

c.　多要素・物理的認証等によりセキュリティ強化を図ること。

2　機密性

a.　ユーザに応じてアクセス権限を設定することで、利用可能な情報・機能を制限できること。

b.　ログインや操作記録等、アクセスログを個人単位で取得できること。

c.　システム管理者は、現在使用している端末もしくはユーザ ID を把握できること。

d.　外部からの不正アクセス、コンピュータウィルス等への適切なセキュリティ対策を講じること。

（2） 「水道標準プラットフォーム」に関してプラットフォーマーが確保するもの

1 認証

a. 本システムへのログインは、ユーザ毎に付与するユーザ ID／パスワード等の認証機能により実現すること。

2 機密性

a. ユーザに応じてアクセス権限を設定することで、利用可能な情報・機能を制限できること。

b. アクセスログを個人単位で取得できること。オペレーションの階層等は問わない。

c. 外部からの不正アクセス、コンピュータウィルス等への適切なセキュリティ対策を講じること。

3 可用性

a. 可用性確保のために、一部のハードウェアが故障しても、縮退運転や冗長化が可能なハードウェア構成とすること。

7. ネットワーク

（1） 委託者は、「個別仕様書」記載のとおり「水道標準プラットフォーム」への接続及び使用を予定している。受託者はプラットフォーマーが定めるメニューから必要となる指定回線（閉域網）を選択すること。なお、ネットワーク構成や回線の指定等の仕様の詳細は、「個別仕様書」を参照すること。

（2） 接続回線の引き込みは委託者の指定する接続拠点とする。クライアント端末やプリンタ等のネットワークに関する設定については、システムが使用できるよう受託者が設定作業を行い、委託者が指定する場所へ設置すること。

（3） 水道標準プラットフォーム専用ネットワークを利用することを前提とするが、必要となる配線作業についても本業務に含めることとする。

（4） 受託者は、必要に応じてネットワーク機器の手配や設定等を行うこと。

（5） 回線障害発生時の切り分けについては、以下のとおりとする。

障害発生箇所	委託者	プラットフォーマー
水道標準プラットフォーム内のネットワーク障害		○
閉域網の障害		○
委託者拠点のターミナルルーター障害	△(※1)	○
モバイル SIM	△(※2)	○
委託者拠点のネットワーク障害	○	
モバイルルータの故障	○	

※1 ハードウェア障害の場合、故障箇所切り分けまでを委託者にて行うものとする。委託者のハードウェアの障害と確認完了後、プラットフォーマーはオンサイト保守にて対応するものとし、4 時間以内の到着目標で現地に駆け付け、保守を開始するものとする。

※2 ハードウェア障害の場合、プラットフォーマーは SIM を再発行するものとする。

8. システム構築

（1） 受託者は、システム構築、データ移行に関する各種議事録を作成し、協議後 2 週間以内に提出すること。

（2） 構築作業は、他の自治体において豊富な構築経験があり、本業務に精通した者により行われること。

（3）　現行システム事業者との調整事項が生じた場合は、委託者を介して対応すること。

9. データ移行

（1）　受託者は、現行システムから抽出したデータを新システムに移行すること。移行にあたっては、正確かつ効率的に作業が進められる方法、手順で実施すること。

（2）　受託者は、新システムへのデータ移行について、データ移行の確認作業や確認方法を含め、データ移行の漏れや変換誤り等の検証、及び新システムでの動作検証を実施すること。現行システム事業者が抽出した CSV データに対するクレンジング作業（文字コード変換、項目マッピング等）は、受託者側の責任範囲として移行作業費用に含めること。

（3）　現行システムからのデータ抽出作業は現行システム事業者が行うこととし、その費用は委託者が別途負担するため、データ抽出に係る経費は本プロポーザルの見積に含めないこと。なお、データ変換や取り込みなど移行に関する費用は見積に含めること。

（4）　データ移行項目は以下のとおりとする。紙面もしくはデータにて提供する。

【データ移行項目】

水栓・使用者・調定・収納データ（データ提供）

提案システムにて必要な各種マスタデータ

（5）　原則として、抽出した現行システムのデータは、全て新システムに移行するものとする。ただし、委託者が不要と認めたものについてはこの限りではない。

（6）　現行システムデータの提供回数は、データ分析用、テスト用、本番用の計 3 回を予定しているが、詳細は協議で決定する。

（7）　移行データ形式は CSV 形式（文字コードはシフト JIS、項目区切り文字は「，」、数字項目以外は「“”」で囲む）とする。

（8）　移行データについては、実行時点の全レコード抽出となり、前回実行データとの差分抽出の提供は行わない。

10. 研修・マニュアル整備

受託者はシステム導入時、教育・研修などの導入支援（操作説明）を行うこと。

それぞれの操作指導は、各業務を行うタイミングや委託者が希望した時期に合わせて行うこと。

導入指導については、業務内容を網羅し、両市それぞれの業務サイクル（検針、調定、調定更正、収納、口座振替、滞納処分等の一連の処理）が円滑に遂行され、新システムによる運用が定着するまで必要十分な支援を行うこと。

具体的な実施スケジュール、指導方法（現地又はリモート）、及び従事人数については、プロジェクト計画時に委託者と協議のうえ決定するものとする。

また、システム操作マニュアルについては、基本機能のみならず、委託者の実際の運用フローや独自マスタの管理手順を反映した、実務で活用できるものを整備・提供すること。

11. 保守内容

（1）　システムの保守期間

受託者が行うシステムの保守期間は、システムの本稼働から 60 カ月とする。

（2）　保守・運用体制

1　受託者は、システム稼働開始前に、受託者側の保守・運用体制（対応窓口、連絡先、担当者など）について委託者に報告すること。なお、円滑なサポートの提供及び障害発生時の迅速な対応を実現するため、受託者は製造・販売・保守が一体となった体制を構築し、システムの導入から保守サービスまでを同一の事業者が一貫して提供できる体制とすること。（保守業務の第三者への再委託は不可とする。）

2　保守の時間帯は、原則として平日午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分とする。ただし、前述以外の時間帯であっても、緊急を要する場合には対応すること。

3　保守対応は、午前中に発生した障害については即日対応・即日復旧とし、午後に発生した障害については即日対応・即日又は翌営業日復旧を基本とする。

(3)　問い合わせ対応

受託者は、委託者側職員からのシステム運用・操作に関する問い合わせ等に対応すること。

また、システム稼働開始直後や年度更新時期は問い合わせ件数が増加することが見込まれるため、十分な体制を整備すること。

(4)　保守業務

1　基本事項

a.　受託者は故障発生時、速やかに障害の切り分けを行い、「水道標準プラットフォーム」側の不具合の対応については、プラットフォーマーと連携して対応すること。

b.　受託者は、保守を適切に実施できる体制を構築し、「水道標準プラットフォーム」上で保守体制連絡表を登録設定すること。また、連絡体制表の担当者、連絡先が変更になった場合は、速やかに変更を行うこと。

c.　障害発生時の対応は、即日復旧を原則とすること。ただし、委託者と受託者にて協議の上、後日対応とした場合はこの限りではない。

2　「水道標準プラットフォーム」上での保守

a.　受託者は、原則として 24 時間 365 日（最小限の計画停止、定期保守、「水道標準プラットフォーム」に起因する停止を除く）のサービス提供を行うこと。また、問い合わせについては、有人対応の場合は平日 9 時から 17 時まで、「水道標準プラットフォーム」の問い合わせ機能又はメールの場合は、24 時間 365 日受付可能なこと。（ただし、障害対応の一次窓口は受託者にて実施し、障害の切り分けを行うものとする。）

b.　受託者は、「水道標準プラットフォーム」の機能を活用し、システムの異常時には速やかに委託者に通知すること。

c.　受託者は、システムダウン又は機能制限を生じる計画停止、定期保守を行う場合は、事前に通知すること。

d.　受託者は、システムが常に正常に機能するよう保守管理を実施すること。

e.　「水道標準プラットフォーム」利用における受託者及びプラットフォーマーの運用・保守責任範囲は、以下のとおりとする。

＜受託者の運用・保守責任範囲について＞

「水道標準プラットフォーム」の IT 基盤提供サービスにおける運用・保守責任範囲については、「水道標準プラットフォーム」内の事業者テナント、ベンダーテナントの利用に関わらず、「水道標準プラットフォーム」の IT 基盤提供サービスで提供される仮想サーバ（OS）・ミドルウェア・アプリケーションを受託者の運用・保守責任範囲とする。

＜プラットフォーマーの運用・保守責任範囲について＞

「水道標準プラットフォーム」のプラットフォーム基本サービスにおける運用・保守責任範囲について、「水道標準プラットフォーム」上で提供されるハードウェア、仮想化基盤、仮想サーバ（OS）、ミドルウェアまでをプラットフォーマーの運用・保守責任範囲とする。

「水道標準プラットフォーム」の IT 基盤提供サービスにおける運用・保守責任範囲について、「水道標準プラットフォーム」上で提供されハードウェア、仮想化基盤までをプラットフォーマーの運用・保守責任範囲とする。

「水道標準プラットフォーム」の運用・保守責任の詳細についてはプラットフォーマーの HP 等に公開されているサービス利用約款、及び、以下サービス仕様書によるものとする。

＜サービス仕様書＞

〇水道標準プラットフォームサービス共通仕様書
〇水道標準プラットフォーム基本サービス仕様書
〇水道標準プラットフォームIT基盤提供サービス仕様書

3　ソフトウェア保守

a. 受託者は、システムの不具合への対応をすること。
b. 受託者は、機器の故障による料金システムデータ破損等、委託者では対応できない場合の料金システムデータの復旧を行うこと。
c. 受託者は、その他法令等の改正への対応をすること。ただし、システムへの影響範囲に応じて有償／無償の判断は別途協議により行う。
d. 受託者は、システムに関係するソフトウェアのメーカーから、修正プログラムが公開された場合は、必要性及び影響を調査し、委託者へ報告すること。また、修正プログラムの適用は、委託者と協議した上で行うこと。
e. クライアント端末の OS 及び Web ブラウザの自動アップデートに伴う動作不具合については、受託者において原因究明及びシステム改修を行い、正常動作を保つこと。

4　ハードウェア保守

a. 受託者は、故障発生時には原則としてオンサイト保守を実施すること。ただし、オンサイト保守のサービスメニューのない機器については、センドバック保守でも可とする。
b. 受託者は、修理が完了した機器については、必要な稼働環境の構築を行うこと。
c. 受託者は、機器の操作支援を行うこと。
d. 受託者は、ハードウェアメーカーから修正プログラムが公開された場合は、必要性及び影響を調査し、委託者へ報告すること。また、修正プログラムの適用は、委託者と協議した上で行うこと。

12. 水道標準プラットフォームへのデータ蓄積

水道標準プラットフォームへのデータ蓄積は標準仕様書に記載の「独自インターフェイス方式」で行うこと。なお、独自インターフェイスによるデータの出力等の対応は本契約の終了時に無償で行うこと。また、水道標準プラットフォーム内のマスタにデータ登録を行い、委託者に誠意を持って協力すること。

13. 帳票作成印刷業務

上下水道料金システム導入に伴い、納入通知書等の帳票印刷業務についても受託できること。

なお、本業務で用いる帳票用紙およびシステムからの印字位置については両市で共通化すること。ただし、あらかじめ用紙自体に印刷（プリプリント）する内容やデザインについては、各市の指示に従うものとする。

1. 納入通知書、督促状、その他帳票（以下「納入通知書等」という。）の用紙作成、保管、在庫管理
2. 納入通知書等の配送計画、帳票印刷、裁断、圧着、指定場所への納品

14. 成果品

（1）　上下水道料金システム　一式
（2）　ハードウェア・機器類　一式
（3）　システム操作マニュアル　一式
（4）　プロジェクト計画書及び作業工程表　一式
（5）　システム設計書・各種設定書（ネットワーク・環境構築等）　一式
（6）　打ち合わせ議事録　一式
（7）　作業完了報告書　一式

15. その他

- 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者の協議のうえ決定するものとする。

以上